

所得税の申告は「e-Tax」が便利でおトクです！

e-Tax（電子申告）を利用して所得税の申告をすると、次の①～③などにより便利でおトクです。
①平成22年分の所得税の確定申告書を、本人の電子署名と電子証明書を付けて期限内に送信すると、**最高5,000円の税額控除**を受けることができます。
※平成19年分から平成21年分までの確定申告で、e-Taxでの控除を受けた方を除きます。
②通常の申告では医療費の領収書などの提出が必要ですが、電子申告では、書類の記載内容を入力することにより、その書類が提出不要となります（ただし、3年間保存必要）。
③e-Taxを利用した還付申告は、通常の申告より早く処理されます。通常の申告は還付まで約2カ月かかりますが、e-Taxの場合は約3週間に短縮されます。

●e-Taxの詳細はこちら
・大河原税務署個人課税部門 ☎0224-52-2202
・国税庁ホームページURL <http://www.nta.go.jp>

市税の納付は、口座振替が便利です。

申告に関する問い合わせは
税務課 ☎22-1313

</

源泉徴収や予定納税で納め過ぎになっている方や、給与所得の方で雑損控除や医療費控除を受けられる方、年の途中で退職し、その後就職しないため年末調整を受けなかった方などは、確定申告を行わないと納め過ぎた税金が還付されません。
還付申告を行う方は、1月4日（火）以降、税務署で受け付けていますので、お早めに申告をしてください。
※申告の際は、印鑑（シャチハタ印以外のもの）と預金通帳（郵便貯金通帳も可）を必ず持参してください。

所得税の確定申告は、申告納税制度の趣旨から、確定申告書の「自書申告」を推進しています。希望する方は、1月末から税務課窓口にて申告書を用意しますので、ご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書の作成ができるほか、作成したデータは、e-Tax送信用データとして利用することもできます。
※申告に関する詳細は、今月号に同封の「平成23年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」をご覧ください。

平成23年度
市民税・県民税
申告相談

～早めの準備で安心・確実～

2月4日(金)から3月15日(火)まで

申告の必要な方—
次の①～⑥に該当する方が対象になりますが、収入のなかった方も、申告書に同封している用紙に、収入のなかった理由を記入してご提出ください。
なお、税務署に所得税の確定申告書を提出する方や、本市に給与支払報告書を提出した方は、申告は不要です。
①農業や商業、製造業などの事業を営んでいる方
②譲渡・不動産・配当・利子・雑収入などの所得があった方
③給与所得以外に公的年金（国民年金や厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など）による所得があった方
④給与または公的年金等を2カ所以上から受け取っている方
⑤給与・所得者または公的年金等所得者で、事業所や公的年金等支払者が、給与支払報告書または公的年金等支払報告書を市に提出していない方
⑥国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方

所得の種類により「受付窓口」が分かります—
相談時の待ち時間を緩和するため、所得の種類により受付窓口が①給与・年金のみの所得の方と、②給与・年金以外に所得のある方の2つに分かれます。
申告相談に必要な物—
次の①～⑤を準備して、会場にお越しください。農業所得や事業所得、不動産所得の計算書が必要な方は、各地区公民館と税務課窓口にて備えていただきますので、お声掛けください。
①所得状況が明らかな帳簿や領収書、またはこれらが確認できるもの（計算資料など）
②配偶者・扶養親族などの収入額が分かるもの
③医療費などの領収書
④生命保険料や地震保険料などの控除証明書
⑤印鑑（シャチハタ印は不可）

申告相談を行う皆さまへ—
次の点にご了承ください—
①午前中に受け付けを済ませた方でも、受付人数によっては午後からの相談となる場合があります。
②3月11日（金）・14日（月）・15日（火）は大変込み合いますので、なるべく指定した日での申告にご協力ください。
③地区公民館での申告日（2月4日（金）～18日（金））は、担当職員が全員、申告会場に移動しますので、市役所での申告は受け付けできません。
④3月2日（水）・8日（火）のみ夜間受け付けを行います。受付時間は18時30分～19時30分です。なお、酪農や肉用牛の申告を行う方は、相談に時間がかかりますので、ご遠慮ください。
⑤2月7日（月）・14日（月）・16日（水）の午後と、21日（月）の全日は、機材の移動や申告システムの保守点検などのため受け付けができません。

所得税の確定申告—
所得税の確定申告は、平成22年中の所得と、それに対する所得税の納め過ぎや、不足分を精算するための申告です。

所得税の確定申告—
源泉徴収や予定納税で納め過ぎになっている方や、給与所得の方で雑損控除や医療費控除を受けられる方、年の途中で退職し、その後就職しないため年末調整を受けなかった方などは、確定申告を行わないと納め過ぎた税金が還付されません。
還付申告を行う方は、1月4日（火）以降、税務署で受け付けていますので、お早めに申告をしてください。
※申告の際は、印鑑（シャチハタ印以外のもの）と預金通帳（郵便貯金通帳も可）を必ず持参してください。